



躍進の年 多くの人々が行き来する。勤勉な日本人の証を一身に背負っているように。1人ひとりの営みはみんな違うのに群像は同じように見えるのが面白い。その多様性のなかに喜怒哀楽を秘め、一生懸命生きる姿こそ崇高にして芸術的であり、美しい哲学がある。お前の生き方とは問われている思いがした。新しき年を迎え恵まれない世界の片隅の人たちに、私たちはなにを成すべきかを考えよう。(ラッシュの大阪駅前)
フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

迎春 平成26年 元旦

職場内で回覧しましょう

新年のごあいさつ

一般財団法人
大阪府社会保険協会
会長 石井 純



謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方には、お健やかに新春をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

平素は、本協会の事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

一般財団法人 大阪府社会保険協会は、社会保険制度の普及・広報宣伝をはじめ、被保険者とそのご家族の皆様方の健康づくりや疾病予防等の事業をより積極的に推進しているところです。

社会保険制度に関する広報につきましては、本協会が日本年金機構・年金事務所ならびに全国健康保険協会大阪支部と連携を密にしながら、毎月作成する『大阪社会保険時報』等をホームページで公開するかたわら、ご登録いただいた事業所様には、メールマガジンにより『大阪社会保険時報』の掲載等をお知らせしております。

会員の事業所様には、年4回発行の『協会だより おおさか』に制度説明会・年金・労務講習会開催のご案内や、被保険者等の保健厚生に関しましては、潮干狩り・海遊館・バスツアー等の利用補助を掲載することにより、多くの皆様にご参加いただいております。

あわせて、ご活用いただければと、社会保険各種届書記載例集や健康づくりに関する冊子を同封しております。

このように私ども大阪府社会保険協会は、皆様にとり必要とされる組織を目指し、情報発信の拠点としての使命を果たす所存でございます。

いずれにいたしましても、これからの超高齢社会を見据え、将来的により安定した社会保険制度の確立に多くの期待が寄せられている現状のもとで、社会保険協会事業の重要性を鑑み、役職員一同、決意を新たに精励してまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様方には充実したよき1年となりますようにお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ



日本年金機構 近畿ブロック
本部長 芦田 豊

新年あけましておめでとうございます。

日頃より、公的年金業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本年金機構設立以来の最重要課題である年金記録問題の早期解決に向け取り組んでまいりました、「紙台帳等の記録とコンピュータ記録の照合によるお知らせ便」につきましては、本年3月末をめどに送付を完了する見込みとなっております。

しかしながら、いまだご本人につながらない記録が残されており、引き続き「気になる年金記録、再確認キャンペーン」等により、1人でも多くのお客様の年金記録の回復につなげていきたいと考えておりますので、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

加えて、適用・調査、保険料の徴収、年金給付・相談、記録管理といった基幹業務により一層注力し、これらを適正かつ確実に実施することが国民の皆様からの信頼回復につながるものと考えております。

また、一昨年、「社会保障と税の一体改革」に伴い年金関連4法（年金機能強化法、被用者年金一元化法、国民年金法等一部改正法、年金生活者支援給付金法）が成立したところであり、本年4月より順次施行される予定となっております。

今後におきましても、国民生活の基盤である公的年金制度を維持し、国民の皆様が安心して生活をお届けするため、より一層のサービス向上および適正かつ効率的な業務運営に努めてまいります。

皆様方におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方の今後ますますのご健勝とご多幸を心より祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会 大阪支部
支部長 村松 俊彦

あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は、協会けんぽの健康保険事業の円滑な推進に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私ども協会けんぽは発足時より厳しい財政運営が続いているなか、全国署名活動等を通じて、加入者・事業主の皆様のご要望を国に届けた結果、国からの協会けんぽ助成策としての3年間限定の特例措置がさらに2年間延長されました。あわせて、さまざまな法的措置を講じていただき、お陰様で平成25年度は保険料率の据え置きが実現いたしました。

しかしながら、協会けんぽの赤字財政体質はなんら変わっておりません。問題は特例措置終了後の平成27年度でございます。健康保険法では協会けんぽに対する国庫補助率は、16.4%から20%の範囲内と定められておりますが、現状は16.4%の補助となっております。法律上限である20%の補助実現に向けて、引き続き政府および与野党の国会議員に陳情要請を続けてまいります。

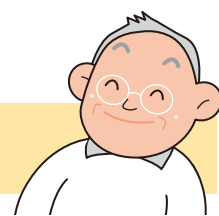
私ども協会けんぽでは、発足以来、大阪支部として医療費の適正化に向けてさまざまな取り組みを実施しているところでございますが、皆様のご支援をいただいてさらに加入者様への啓発活動など、適正化に向けての取り組みを進めてまいりたいと存じます。

また、協会けんぽの基本使命である加入者および事業主の皆様の利益の実現をめざし、引き続き加入者サービスの向上に努めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年にあたり、皆様方のますますのご活躍とご多幸を祈念申し上げまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。



老齢年金を受給されている方へ



公的年金等の源泉徴収票が 送付されます

国民年金・厚生年金から支給される老齢年金は所得税法上「雑所得」として課税の対象になります。そのため、老齢年金を受給されている方には、平成26年1月31日までに「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

源泉徴収票には、平成25年中に支払われた年金の総額・源泉徴収税額・控除内容などが記載されています。

なお、障害年金・遺族年金は所得税法上非課税のため源泉徴収票は発行されません。

確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が「400万円以下」で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が「20万円以下」である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

日本年金機構以外の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方や年金以外に給与所得がある方などは、多くの場合、所得税の確定申告が必要です。

また、確定申告が必要ない場合でも、医療費控除や生命保険料控除などがある方は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けることができます。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村におたずねください。



源泉徴収票の再交付

源泉徴収票が2月になっても届かない場合や、紛失した場合などは、基礎年金番号をご用意のうえ、「ねんきんダイヤル」にお電話ください。源泉徴収票を再交付した後、日本年金機構に登録されているご本人の住所宛に送付いたします。なお、お電話をいただいてから、源泉徴収票を送付するまで2週間程度かかります。

お急ぎの場合は、お近くの年金事務所で再交付を受付しております。

ご本人が来訪される場合は、本人確認ができるもの（運転免許証などの身分証明書）、年金証書、印鑑をご持参ください。

代理の方が来訪される場合には、交付申請される方の基礎年金番号が確認できる書類（年金証書など）のほかに、委任状、印鑑、代理の方の本人確認ができるものをご持参ください。

ご不明な点は…



管轄の年金事務所までお問い合わせください。



20歳になったら国民年金

あなたの将来を支えます



国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。

20歳になったら、すべての方が国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

これが国民年金のメリットです

その1 老後をずっと支える終身の年金

生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です（生涯受け取れる年金額は平均寿命で計算すると、納めた保険料の1.5倍以上）。

その2 不測の事態に備える保険としての年金

「万が一」のとき、障害年金や遺族年金が受けられます。

その3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、税金が安くなります。

その4 国民年金は、経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金額が改定されるため、年金の価値が保障されます。



国民年金保険料の納付方法は？

平成25年度(平成25年4月分～平成26年3月分)の保険料は月額15,040円です。

口座振替を利用すると月々の保険料が割引される制度があります。

納付書により納付できるのは、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどです。

また、クレジットカードを使って納付することもできます（事前に申し込み手続きが必要です）。

そのほか、自宅からインターネットなどを利用する電子納付も可能です。

保険料を納めるのが難しい方は？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

①免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には申請することにより、保険料の納付が1/4～全額免除されます。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合には申請することにより、保険料の納付が猶予されます。



※国民年金に関してくわしくお知りになりたいときは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

「医療費のお知らせ」を2月中旬に送付します

協会けんぽでは、加入者の皆さまに、健康に対する意識を高めていただき、医療保険事業の健全な運営に結びつけることを目的に、年に1回「医療費のお知らせ」を事業主さまあてにお送りしています。今年も下記のとおり実施いたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

●対象者…加入者（被保険者および被扶養者）の皆さま

●送付先…事業主さま

●期 間…平成24年10月診療分～平成25年9月診療分

(平成24年12月～平成25年11月に受付した医療機関等からのレセプト等に基づき作成)

●時 期…平成26年2月10日(月)～14日(金) (順次送付予定)

〈通知イメージ〉

◆「医療費のお知らせ」を受け取ったことにより、とくに手続き等の必要はありません。

◆確定申告（医療費控除）の際の明細書や領収書としてはご使用できませんので、ご注意ください。

◆事業主（事務担当者）さまへのお願い

- ・被保険者の方へ配付をお願いいたします。なお、「医療費のお知らせ」の記載内容は個人情報になりますので、開封せずにそのまま被保険者の方へお渡しください。
- ・退職されている等の理由で「医療費のお知らせ」をお渡しいただくことができない場合は、お手数ですが同封の返信用封筒にて当協会あてにご返送をお願いいたします。

よくあるご質問

Q1 「医療費のお知らせ」が届きましたが、加入者全員分がないのですが？

A1 医療機関等で受診していない方の分は作成されません。そのため、加入者全員分が送付されないこともあります。今回の「医療費のお知らせ」は、おもに、平成24年10月から平成25年9月までに医療機関等（医科、歯科、調剤薬局、整骨院等）で受診した医療費について記載しています。

Q2 事業所の名称・所在地・加入者の名前が変更されていないのですが？

A2 データ抽出日（平成25年12月5日）以後に日本年金機構が事業所名称や所在地、加入者の氏名変更等の事務処理をしている場合には、変更前の表記の場合がございます。あしからずご了承くださいませよう、お願いいたします。



インターネットサービスによる医療費情報の提供も行っております！

●協会けんぽホームページからユーザID・パスワード払出の申請が必要です。

※1週間程度で払出のうえ郵送いたします。

●過去2年分の医療費情報が照会可能です。

●ユーザID・パスワードの払出月の翌月の21日頃から照会可能です。

●詳細は協会けんぽホームページをご覧ください。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/cat260/>





メールマガジンのご案内

～健康保険事務担当者さまにおすすめです～

メールマガジンに登録するとなにかいいことがあるの？

タイムリーな情報提供

リアルタイムな情報が届きます。毎月2回の定期配信と、至急お届けしたい情報は臨時号を配信する場合もあります。何人ご登録をされても無料です(通信料別途)。

協会けんぽ大阪支部から事業所(事務ご担当者)さまへダイレクトに情報提供し、皆さまの事務をサポートいたします。

お役立ち・お得な情報提供

健康保険の制度改正や手続き、保険料率変更などの健康保険事務を行ううえで**重要な情報**や**参考になる情報**が届きます。メールマガジンで内容をチェックして、さらにくわしく知りたいときは**メールマガジン内のURL**からそのままホームページで詳細が確認できます。

登録者

9000名突破

毎月広報紙は読んでいたけど、どこが違うの？



メールマガジンとはどんなもの？

内容

- ①健康保険の制度に関する旬な情報
- ②健康保険給付申請について、担当者から実務的なアドバイス
- ③Q&A形式でよくあるご質問の回答
- ④保健師や管理栄養士から健康づくりサポート情報
- ⑤季節の健康情報、健康レシピなどのプチ情報コーナー

配信回数

- ◆毎月2回配信
- ◆臨時号も配信

登録はカンタン！(パソコン用の配信となります)

登録は協会けんぽ大阪支部のホームページから

協会けんぽ 大阪 メルマガ

検索

ぜひご登録いただき、お仕事にお役立てください。

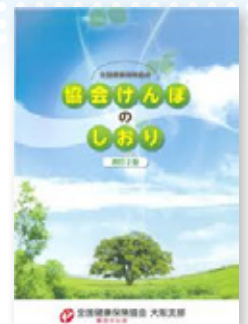
「協会けんぽのしおり」をご利用ください

協会けんぽ大阪支部では、事業主さまや健康保険事務のご担当者さまのお役に立つよう、健康保険制度と医療費のしくみの説明、申請書記入例などを記載した総合パンフレット「協会けんぽのしおり(改訂2版)」(A4版41ページ)を平成25年5月に作成しています。

無料配布しておりますので、送付を希望される場合は、ファクシミリまたは電話にてご依頼ください。

※ファクシミリで送付の際は、協会けんぽ大阪支部ホームページ掲載の「専用送付依頼書」をご利用ください。

※部数に限りがありますので、1事業所につき原則1部(上限5部まで)でお願いいたします。



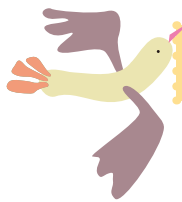
お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階



インターネットサービス「ねんきんネット」で

将来の年金額を試算 できるようになりました！

**ライフプランに合わせて
年金額の試算ができます！**

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」
など、グラフでわかりやすく表示します。
※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

いつでも、
最新の年金記録が
確認できます！

「ねんきん定期便」や
「年金振込通知書」
などの内容が
ご自宅で
確認できます！

記録の「もれ」や
「誤り」の発見が
容易になります！



具体的な年金見込額試算の例

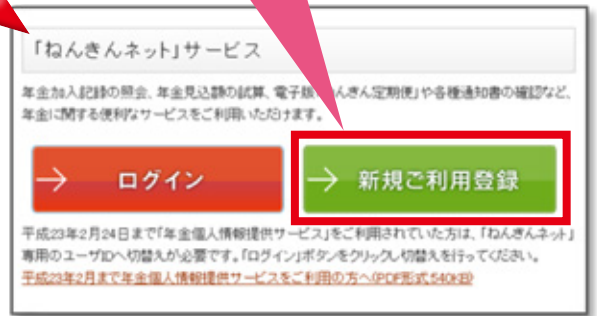
	これまで	ねんきんネット								
中高年の方	<p>58歳男性の例</p> <p>ねんきん定期便での見込額(※)</p> <table border="1"> <tr> <td>61歳～64歳</td> <td>795,000円</td> </tr> <tr> <td>65歳～</td> <td>1,812,500円</td> </tr> </table> <p>※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提</p>	61歳～64歳	795,000円	65歳～	1,812,500円	<p>今後の給料の入力</p> <p>現在の仕事を継続 65歳まで 給与 240,000円</p> <p>見込額（在職老齢年金）</p> <table border="1"> <tr> <td>61歳～64歳</td> <td>637,500円</td> </tr> <tr> <td>65歳～</td> <td>1,910,700円</td> </tr> </table>	61歳～64歳	637,500円	65歳～	1,910,700円
	61歳～64歳	795,000円								
65歳～	1,812,500円									
61歳～64歳	637,500円									
65歳～	1,910,700円									
若年の方	<p>33歳女性の例 (厚生年金に13年加入)</p> <p>ねんきん定期便での見込額(※)</p> <p>380,600円</p> <p>※これまでの加入実績のみでの見込額</p>	<p>今後の給料の入力</p> <p>現在の仕事を継続 60歳まで 給与 200,000円</p> <p>60歳まで加入後の見込額</p> <p>1,356,000円</p>								

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



●アクセスキーとは…

お客様の誕生日月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144